

令和8年度組合運営の基本方針

近年、地震や台風、気候変動による集中豪雨、高温、暖冬による、農作物や農地、農業施設等に被害が発生しています。このような気象災害に加えて、国際情勢の不安定化により、肥料、飼料等の農業生産資材や燃油等価格の高騰が、農業経営に大きな影響を及ぼしています。

また、政府の「食料・農業・農村基本法」においては、農業保険（収入保険制度及び農業共済制度）を災害対策の備えとして普及・利用促進を行うと明示されており、農業保険が持続的な経営の発展を後押しする役割が求められています。

こうした中、NOSA I では令和5年から始まった「未来へつなぐ」サポート運動を展開し、農業保険を農業の生産現場に深く浸透させ、組織を挙げて普及拡大に取り組めます。

農業共済制度については、制度内容の丁寧な説明により、自然災害への備えの重要性について理解を広げ、収入保険制度では価格低下などを含めた様々なリスクに対応した保険として、共済制度のない品目も加入できることから農業者のニーズに沿った補償内容を提案することで農業保険カバー率向上を目指し、個別訪問に加えて、共済部長などの基礎組織の方々、行政など関係機関、農業生産者団体等との連携、協力体制を強化し無保険者を出さないよう普及拡大に取り組めます。災害発生時には迅速かつ適正、公平な損害評価に努め「もしも」の備えとしての役割を発揮し、共済金等の早期支払に努めます。

組合運営については、今後組合員の減少が見込まれる中、将来にわたり安定的な事業実施が可能となるよう徹底した業務の効率化に取り組むとともに、更なるコンプライアンス態勢の強化を図ることで、健全かつ適正な事業運営を推進してまいります。

NOSA I は、共済部長等基礎組織の方々の協力をいただきながら、組合員との信頼関係をより強固にするため、これまで以上に丁寧な説明に心掛け、農業の安心経営に貢献できるよう農業保険の普及拡大に取り組んでまいります。

令和8年度 事業計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	組合員数	農作物共済		家畜共済										計
				死 廃										
		水稻	麦	搾乳牛	繁殖用雌牛	育成乳牛	育成・肥育牛	繁殖用雌馬	育成・肥育馬	種豚	肉豚	乳用種雄牛	肉用種雄牛	
区域内の概数	戸 26,850	a 673,391	a 5,766	頭 2,880	頭 2,980	頭 1,007	頭 31,290	頭 0	頭 10	頭 5,275	頭 35,000	頭 0	頭 0	頭 78,442
前年度引受実績	21,448	453,464	4,732	2,157	1,535	754	10,875	0	0	1,181	0	0	0	16,502
本年度引受計画	20,633	439,862	5,766	2,170	1,544	759	10,941	0	0	1,170	0	0	0	16,584
本年度予定引受率	% 76.8	% 65.3	% 100.0	% 75.3	% 51.8	% 75.3	% 35.0	% 0.0	% 0.0	% 22.2	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 21.1

共済目的等 項目	家畜共済 疾病傷害							果樹共済 収 穫						
	乳用牛	肉用牛	一般馬	種豚	乳用種 種雄牛	肉用種 種雄牛	計	うんしゅ うみかん	指定かん きつ ゆず	うめ	なし	計	樹 体 うんしゅ うみかん	計
区域内の概数	頭 3,400	頭 20,435	頭 10	頭 5,275	頭 0	頭 0	頭 29,120	a 18,081	a 5,657	a 2,233	a 9,927	a 35,898	a 20,713	a 56,611
前年度引受実績	2,076	6,538	0	0	0	0	8,614	2,299	603	338	502	3,742	2,814	6,556
本年度引受計画	2,085	6,568	0	0	0	0	8,653	2,175	578	303	457	3,513	2,664	6,177
本年度予定引受率	% 61.3	% 32.1	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 29.7	% 12.0	% 10.2	% 13.6	% 4.6	% 9.8	% 12.9	% 10.9

共済目的等 項目	畑作物共済 大豆	園芸施設共済 ガラス室 プラスチックハウス											任意共済	
		ガラス室		プラスチックハウス								計	建物	農機具
		I 類	II 類	I 類	II 類	III 類	IV 類甲	IV 類乙	V 類	VI 類	VII 類			
区域内の概数	a 137	棟 0	棟 12	棟 0	棟 2,459	棟 747	棟 400	棟 84	棟 64	棟 98	棟 96	棟 3,960	棟 45,600	台 30,200
前年度引受実績	19	0	9	0	1,393	382	316	46	27	98	78	2,349	25,836	1,852
本年度引受計画	10	0	9	0	1,436	395	325	47	28	98	78	2,416	25,313	1,864
本年度予定引受率	% 7.3	% 0	% 75.0	% 0	% 58.4	% 52.9	% 81.3	% 56.0	% 43.8	% 100.0	% 81.3	% 61.0	% 55.5	% 6.2

2 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項 目 共済目的等		引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) = (B) - (D)	手持共済 掛 金	備 考
		本年度 計 画	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
農作物	水稲	439,862 a	453,464 a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		18,260,693 kg	18,825,298 kg	3,958,652	4,192	2,094	2,098				
		5,766 a	4,732 a	1,168	12	6	6				
	麦	129,307 kg	106,119 kg								
	計	445,628 a	458,196 a	3,959,820	4,204	2,100	2,104	45	2,055	4,159	
		18,390,000 kg	18,931,417 kg								
家畜	死 廃	搾 乳 牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		繁殖用雌牛	2,170	2,157	345,838	16,304	8,152	8,152			
		育成乳牛	1,544	1,535	322,770	2,154	1,077	1,077			
		(子牛等は農家選択)	759	754	111,254	2,772	1,386	1,386			
		育成・肥育牛	10,941	10,875	3,068,908	11,965	5,982	5,982			
		(子牛等は農家選択)									
		繁殖用雌馬	0	0	0	0	0	0			
		育成・肥育馬	0	0	0	0	0	0			
		種 豚	1,170	1,181	63,579	7,961	3,185	4,777			
		肉 豚	0	0	0	0	0	0			
		小 計	16,584	16,502	3,912,349	41,156	19,782	21,374	41	19,741	41,115
	疾 病 傷 害	乳用種雄牛	0	0	0	0	0	0			
		肉用種雄牛	0	0	0	0	0	0			
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乳用牛	2,085	2,076	85,242	32,335	16,167	16,167			
		(子牛は農家選択)									
		肉用牛	6,568	6,538	147,468	28,061	14,031	14,031			
		(子牛は農家選択)									
		一般馬	0	0	0	0	0	0			
		種 豚	0	0	0	0	0	0			
		小 計	8,653	8,614	232,710	60,396	30,198	30,198	2	30,196	60,393
	計	乳用種雄牛	0	0	0	0	0	0			
		肉用種雄牛	0	0	0	0	0	0			
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	25,237	25,116	4,145,059	101,551	49,980	51,572	43	49,936	101,508

項 目 共済目的等			引 受		共済金額	共 済 掛 金			保険料 (D)	交付 (納入) 保険料(E) =(B)-(D)	手持共済 掛 金	備 考
			本年度 計 画	前年度 実 績		総 額 (A)	国 庫 負担金(B)	農 家 負担金(C)				
果 樹	収 穫	半相殺減収総合一般方式 うんしゅうみかん	a 2,175	a 2,299	千円 33,850	千円 824	千円 412	千円 412	千円	千円	千円	
		災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず)	578	603	10,270	106	53	53				
		半相殺減収総合一般方式 うめ	303	338	811	30	15	15				
		半相殺減収総合一般方式 なし	457	502	26,712	810	405	405				
		小 計	3,513	3,742	71,643	1,770	885	885	675	210	1,095	
	樹 体	うんしゅうみかん(樹体)	2,664	2,814	163,171	154	77	77				
	小 計		2,664	2,814	163,171	154	77	77	31	46	123	
	計		6,177	6,556	234,814	1,924	962	962	706	256	1,218	
畑作物	大 豆		a 10	a 19	千円 9	千円 0.2	千円 0.1	千円 0.1	千円	千円	千円	
	計		10	19	9	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	
園芸施設	ガラス室	I 類	棟 0	棟 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円	千円	千円	
		II 類	9	9	92,807	188	93	95				
	プラスチックハウス	I 類	0	0	0	0	0	0				
		II 類	1,436	1,393	1,042,061	17,321	8,548	8,773				
		III 類	395	382	1,340,187	9,896	4,798	5,098				
		IV 類甲	325	316	1,707,361	10,156	4,913	5,243				
		IV 類乙	47	46	289,571	1,682	836	846				
		V 類	28	27	199,111	1,311	646	665				
		VI 類	98	98	40,071	570	285	285				
		VII 類	78	78	18,450	344	171	173				
計		2,416	2,349	4,729,619	41,468	20,290	21,178	4,259	16,031	37,209		
合 計					13,069,321	149,148	73,332	75,816	5,053	68,279	144,095	

イ 任意共済事業の規模

項 目		引 受		共済金額	共済掛金、賦課金			保険料	保険手数料	手持共済掛金	備 考
		本年度計画	前年度実績		総 額	共済掛金	事務費賦課金				
						A		B	C	D = A - (B - C)	
建 物	棟	棟	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	総 合	3, 167	3, 227	31, 052, 560	91, 420	75, 581	15, 839	36, 568	5, 485	44, 498	
	火 災	22, 146	22, 609	213, 815, 360	172, 630	94, 749	77, 881	51, 789	18, 126	61, 086	
	計	25, 313	25, 836	244, 867, 920	264, 050	170, 330	93, 720	88, 357	23, 611	105, 584	
農 機 具	台	台	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	損 害	1, 864	1, 852	4, 166, 980	20, 452	14, 820	5, 632	0	0	14, 820	
計				249, 034, 900	284, 502	185, 150	99, 352	88, 357	23, 611	120, 404	

ウ 収入保険の規模

項 目		引 受	
		本年度計画	前年度実績
事 業			
収入保険		830	812

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済（水稻・麦）

- (ア)各地で開催される関係機関の会議等に積極的に参加し、農業保険の周知徹底を図り、加入者確保に努めます。
- (イ)引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稻共済加入申込書」の一体化処理により、作付状況の把握に努めます。
- (ウ)農家に合った補償内容を提案するとともに充実した補償を提供できる品質方式・全相殺方式への移行を進めていくため、収穫量を記載した帳簿の整備を促します。乾燥調製受託者にも収穫量のデータの整備を依頼します。また、近年の異常気象・高温等による収量減・品質低下が懸念されることから品質方式の加入資格を有する組合員には、品質方式・全相殺方式への加入を勧めます。
- (エ)農家単位、統計単収による補償であっても一筆半損特約、一筆全損特例により手軽な掛金で従来と同じ一筆ごとの補償があることを周知し、加入推進を図ります。
- (オ)生産技術及び農作業効率の向上を図り、稲作経営の安定の支援、新しい品種や栽培技術の情報提供をするため、専門技術者による講習会を開催します。
- (カ)顧客リストを基に未加入者の多い地域に対し、重点的な戸別訪問を計画的に実施します。

(2) 家畜共済（死亡廃用共済・疾病傷害共済）

牛（乳牛・肉用牛等）豚（種豚・肉豚）

- (ア)死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットとした推進を継続しながら、組合員の飼養状況・事故状況に応じた、事故除外方式への加入など、様々なプランを提案し、農家のニーズに即した加入方式での引受推進を実施します。
- (イ)顧客リストの整備を行い、推進計画に沿った戸別訪問を実施し、丁寧な制度等の事業内容及び収入保険制度の説明を行い、農業者の理解を得ながら加入推進を実施します。
- (ウ)関係団体と連携を図り、新規飼養者や未加入農業者の把握に努め顧客リストを整備し、戸別ニーズに即した提案型推進を実施し、加入の促進を図ります。
- (エ)徳島県家畜保健衛生所及び指定・開業獣医師との協力・連携により、未加入者の飼養状況等の把握に努めます。

家畜診療所

- (ア) 家畜診療所は、指定・開業獣医師や徳島県家畜保健衛生所と連携し、家畜共済事業の推進を図るとともに、安定的な獣医療の提供に努めます。また、畜産農家に関する飼養状況等の把握に努め、加入推進に取り組めます。
- (イ) 家畜診療所収支の健全化を図るため、より一層の経費削減と共済金額の増額及び子牛・胎児の非選択加入の解消を重点とした加入拡大を実施し、診療収入の確保に取り組めます。
- (ウ) 飼養管理指導及び繁殖指導、損害防止事業を実施し、畜産農家の事故率低減と生産性の向上に取り組めます。
- (エ) 引受推進に帯同し開業獣医師が診療を行っている農家に、新たに削蹄を開始したことを周知することにより診療件数を増やし、併せて共済事故診療のシェア拡大を目指します。

(3) 果樹共済

収穫共済（うんしゅうみかん・ゆず・なし・うめ）

樹体共済（うんしゅうみかん）

- (ア) 関係機関が開催する会議、栽培管理等の実習・研修へ参加し、果樹栽培への知識を深めるとともに、栽培農家で組織する生産部会等に積極的に参加し、農業保険の説明を行います。
- (イ) 関係機関との連携により、基準となる収量及び基準生産金額の適正な設定を行います。
- (ウ) 加入者の園地台帳の整備及び更新を行い、適正な引受を行います。
- (エ) 関係団体と連携を図り、新たな就農者情報を把握するとともに、顧客リストを基に未加入者の多い地域に対し、重点的な戸別訪問を計画的に実施します。
- (オ) 戸別訪問、継続加入時にパンフレットにより説明を行い、農業者の意向を確認して、より補償の手厚い引受方式を提案します。

(4) 畑作物共済

大豆

- (ア) 地域再生協議会との連携により経営所得安定対策による営農計画書等で有資格農業者を把握し、加入推進をします。
- (イ) 営農計画書に基づき栽培状況を把握し、適切な危険段階別共済掛金設定をします。

(5) 園芸施設共済

- (ア) 顧客リスト整備のため現地調査を行い、耕作者や型式、設置面積等の

情報収集に継続して取り組みます。また、この顧客リストに基づき、未加入農業者に対する戸別訪問を計画的に実施し、丁寧な事業内容の説明を行うとともに積極的な加入推進を実施します。

- (イ) 農業者の求める補償内容を提案することで、新規加入者増、継続加入者の確保に努めます。
- (ウ) 新規就農者の情報、新規事業及び増設棟等の情報収集のため、農業協同組合の生産部会及び関係機関が開催する会議に参加し、積極的な情報交換に努めます。また、県の実施する遊休農業用ハウスマッチング事業と連携し、加入推進に取り組みます。
- (エ) 補償の充実を図るために加入農家に対して、被覆期間に変更が生じた場合は、必ず組合へ通知をするよう周知を徹底いたします。
- (オ) 行政等と連携を図りながら、国及び県等が実施する補助事業申請農家の把握に努め、未加入農家の推進に取り組みます。
- (カ) 農業協同組合の生産部会及び農家に対して、集団加入による共済掛金及び一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置等、有益な情報、制度の内容を周知共有することで、締結団体の集団加入率向上、未締結生産部会との締結に取り組みます。
- (キ) チラシや広報紙等で農業者に対するリスク啓発を行うとともに、県や市町村等関係機関に対しても、農業者へのリスク啓発や加入の働きかけを依頼し、加入率向上を目指します。

(6) 任意共済

建物共済

- (ア) 加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を図ります。
- (イ) 組合員の保有する資産を把握するため建物台帳の整備を行い、効率的な加入推進に取り組みます。
- (ウ) 組合員の資産を守るため、家具類の加入、臨時費用担保特約及び小損害実損てん補特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。
- (エ) 農業保険加入者で建物共済未加入者への積極的な推進を行います。
- (オ) 口座振替や令和8年度秋から実施予定のコンビニ収納を勧めることにより現金での掛金徴収の削減や、自動継続特約附帯による事務の効率化を図ります。

農機具共済

- (ア) 農機具共済未加入者への効率的な推進を図るため、農業機械販売店等との連携強化に努め、情報交換に取り組みます。
- (イ) 地震等担保特約の附帯を提案し、補償の拡充に努めます。

- (ウ)農業保険加入者で農機具共済未加入者への積極的な推進を行います。
- (エ)1 千万円以上の農機具所有者に対して加入上限が 2 千万円までに引き上げられたことの周知を行い、満額での加入推進を図ります。
- (オ)スマート農機の普及状況についての情報を収集し、引受拡大に向けた検討を行います。

保管中農産物補償共済

制度の内容について、補償対象農産物となる農作物、果樹及び畑作物共済加入者に対して周知を行います。

(7) 農業経営収入保険

- (ア)徳島県収入保険推進協議会の会員の役割等を明確化するとともに、令和 8 年度 of 取組計画を再確認します。併せて普及・推進に加え、既契約者への対応も含め、手続きや申請に関する総合的な支援に努めます。
- (イ)顧客リストの整備・修正を進め、推進の重点化を図ることにより、効率的な推進活動を実施します。併せて、決算状況に関する情報を整理し、税理士等との連携を強化することで、税申告書類等の新規及び継続的な取得を、確実かつ効率的に実施します。
- (ウ)地政学リスクを踏まえた制度対応並びにこれまでの制度改正に関する説明等を定期的 to 実施し、経営者の不安軽減を図ります。これにより、収入保険への定着化と更なる普及に努めます。
- (エ)収入保険に対する信頼向上に向けた更なる対応として、経営体の経営状況及び被害状況の確認等を強化し、適正な制度運営に努めます。
- (オ)関係団体及び税理士を含む会合へ参加し、収入保険制度に関する説明及び周知に努めます。
- (カ)収入保険をはじめ制度共済や他の類似制度について、職員の研鑽を継続し、適切なアドバイスを行えるよう職員の育成を図ります。
- (キ)適正な情報管理体制を組合全体で構築するとともに、定期的な見直しを実施し契約情報等の厳正な管理を徹底します。

(8) 事業共通

- (ア)自然災害や病虫害だけでなく様々なリスクの備えとして青色申告を行っている農業者には収入保険を、それ以外の農業者には共済制度への加入を提案し、農業者が無保険とならないよう普及推進に努めます。
- (イ)低被害農家の不公平感を是正するため、適正な危険段階別共済掛金率を設定します。※任意共済除く
- (ウ)農業保険地域連絡会により、市町村、関係機関、団体等との連携を密にし、情報収集、資源の把握に努め引受拡大に努めます。

- (エ) クロスコンプライアンス（国、行政等の補助金利用要件）対象者の情報を把握し、加入漏れがないように努めます。
- (オ) 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の普及に努め各事業のオンライン申請（加入申請等）の普及拡大、手続きのサポート活動に努めます。
- (カ) 掛金徴収事務は口座振替による掛金納入を原則とします。

（９）農業共済事業のニーズ調査

本県において実施していない共済目的及び引受方式について、農業保険普及推進時に併せて農業者の聞取調査により需要がある作物、品目を把握します。

需要があった作物、品目については実施するかどうかを検討するとともに、農業経営収入保険事業を推進します。

4 損害評価の適正化

(1) 農作物共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、作柄及び被害状況を早期に把握します。
- (イ) 登熟不良等の発生状況を把握するため、定点による調査を実施します。
- (ウ) 損害評価について、申告方法等を損害評価員や納入告知書発送時、広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底します。
- (エ) 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平公正な損害評価を実施します。
- (オ) 被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築します。
- (カ) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。
- (キ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに適正な損害評価に努めます。
- (ク) 引受方式ごとに損害評価が円滑に進むよう検見の方法等を記載したパンフレットを作成し、評価研修会時に説明します。

(2) 家畜共済

- (ア) 事務取扱要領及び事務処理要領を遵守し、病傷事故診断書の内容を精査したうえで、その結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させる等、診療業務の適正化に取り組みます。
- (イ) 無獣医地域での診療に支障がでないよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得て、県下全域での適切な獣医療水準を確保します。
- (ウ) 指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いに努めます。
- (エ) 死亡事故等画像による診断を普及し、確認事務の効率化を進めます。

(3) 果樹共済

- (ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握します。
- (イ) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価に努めます。
- (ウ) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組みます。
- (エ) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努めます。

(オ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(4) 畑作物共済

(ア) 損害評価会委員及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握する等、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。

(イ) 分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行います。

(5) 園芸施設共済

(ア) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努めます。

(イ) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより、機動的な損害評価体制を構築します。

(ウ) 現地評価研修会を開催し、評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行います。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価を行い共済金の早期支払いに努めます。

(エ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

(オ) 画像による損害通知を普及し、確認事務の効率化を進めます。

(6) 任意共済

(ア) N O S A I 協会が主催する損害評価研修会及び四国地区任意共済事業担当者会に参加し、評価技術の向上を図ります。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所・各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努めます。

(イ) 速やかな事故発生通知を行うよう組合員に周知徹底し、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努めます。

(ウ) 農機具共済の全損事故に係る残存物については、適切な取り扱いを行います。

(エ) 小型無人機(ドローン)を活用し、現地評価を補完するとともに、適正な損害評価に努めます。

5 損害防止事業の実施方策

(1) 農作物共済、畑作物共済

(ア) 講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努めます。

(イ) 集団防除を行う組織等への助成

組合員で組織する防除団体等で実施する集団防除費用に対して一部助成を行います。

(ウ) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、イモチ病及びスクミリンゴガイ等の病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供します。

(2) 家畜共済

(ア) 薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病の予防薬剤等を配布し、事故低減を図ります。
なお、配布に際しては「動物用医薬品の使用の規制に関する法令」を遵守します。

(イ) 畜舎消毒

畜舎の衛生管理に効果的な煙霧消毒機を活用し、貸し出し等により畜舎消毒を行います。

(ウ) 衛生管理

損害防止に係る情報提供及び農家の実態に即した衛生管理指導を実施します。

(エ) 特定損害防止事業

特定損害防止事業を実施し、事故低減並びに組合員の損害防止経費の軽減を図ります。

(オ) 繁殖管理

超音波検査により、卵胞嚢腫や黄体嚢腫などの繁殖障害を早期に発見し、空胎期間の短縮や繁殖効率の向上に努めます。

(3) 果樹共済、園芸施設共済

(ア) 情報提供

関係機関と連携し適切な損害防止措置を講ずるよう、農業版BCP（事業継続強化対策）を周知することでリスク発生時の対応、未然防止策の情報提供をします。

(4) 鳥獣害対策

- (ア) 農産物への鳥獣害による被害対策として、組合員（収入保険のみ加入者含む）が防護施設、器具を設置した場合、要した費用の一部を助成するとともに、徳島県鳥獣被害防止センターと連系し対策が効果的なものとなるよう助言、指導します。
- (イ) 県の実施する鳥獣被害対策指導員の養成研修に参加し、鳥獣被害対策に関する知識を習得し、助言・指導を行います。

6 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備

- (ア) 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年4回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営の適正化を図ります。
- (イ) 理事会は、コンプライアンス・アクションプログラムを策定し、その達成状況を随時検証し、法令遵守態勢を構築します。また、コンプライアンス改善委員会を定期的で開催し、進捗状況を検証するとともに、外部委員の意見を踏まえた業務の改善に取り組みます。
- (ウ) 監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年2回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、適正な執行体制を構築します。
- (エ) 「個人情報の保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づき、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底します。

(2) 共済部長（N O S A I 部長）の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に「N O S A I 部長」を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理等、組合員とのパイプ役として農業保険事業の普及推進の職務を担います。

(3) 職制及び職員の配置

- (ア) 昨年度10月採用2名、本年度4月採用3名の5名の新規職員を採用し、正規職員55名、嘱託職員2名の計57名体制とします。また、事業推進等を担う地域グループの職制を強化し、事業推進活動の充実を図ります。
- (イ) 機構は、本所3部6課1室及び3グループ、2支所4課4グループの体制と改正します。テレビ会議を活用し、会議の省力化及び本所、支所間の連絡体制を構築し情報共有を図ることで業務の合理化・効率化に努めます。
- (ウ) 監査室は、定期的に内部監査を実施し、事務の履行状況について監査し、内部牽制機能の強化に取り組みます。また、監査結果に基づく指摘事項等の改善については確実に取り組み、業務の適正化を図ります。
- (エ) 本所に家畜診療所を設置することで、県内全域の往診依頼に迅速に対応し県内獣医療の安定提供の向上に努めます。

(4) 研修体制及び計画

- (ア) 全職員を対象としたコンプライアンス研修会を開催し、意識高揚を図るとともに資質の向上に努めます。また、新たに管理職となった職員

を対象に外部専門機関が実施するハラスメント研修会に派遣し、課員等の不調予防や働きやすい職場づくりに取り組みます。

- (イ)農林水産省、N O S A I 協会及びN O S A I 全国連主催の研修・専門講習会等に計画的に職員を派遣し、スキルアップ及び能力の向上に取り組み、次世代を担う人材の育成と強化を図ります。

(5) 広報広聴活動の充実及び情報開示

- (ア)広報紙を定期的に発行し、収入保険及び農業共済事業の内容を中心とした組合情報の提供を行い、制度の普及、定着に努めます。また、ホームページの定期更新を行い、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努めます。
- (イ)農業保険の改正内容等を効果的にP Rするために、広報担当者会議を定期的に開催し広報活動の充実強化を図ります。
- (ウ)「農業共済新聞」の普及・定着に努め、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信します。

(6) 事務機械化処理の実施方策

- (ア)新たに専門部署として企画情報課を新設し、農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用に取り組むとともに、農業保険システムのWeb化に伴う移行作業を進めます。
- (イ)個人情報保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティー対策を実施し、情報管理体制を強化します。
- (ウ)AI ツールに関する情報収集を行い、活用することにより業務内容の効率化を図ります。

(7) 予算統制の方策

- (ア)予算執行状況を定期的に理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、不断の経費節減を徹底する等、効率的な予算の執行に努めます。
- (イ)理事会で決定した余裕金運用の基本方針に基づき、安全性を第一とした資産運用に努め、利息収入の確保に取り組みます。
- (ウ)余裕金運用管理委員会を定期的に開催し、効率的な資金運用に取り組むとともに、随時理事会へ協議結果を報告する等、資産管理の透明化を図ります。

7 社会貢献活動

全国のNOSA I 団体統一の社会貢献活動「ふるさと見守り活動」の一環として、NOSA I 徳島は、「こども110番活動」、「高齢者見守り活動」及び「産業廃棄物の不法投棄の通報等」を継続して実施し、地域の安全・安心に貢献します。